

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

<p>県道熊谷児玉線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市長在家字北台二八一三番一地先から 同市折之口字中廓三九七番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十八年四月二十五日付け埼玉県 熊谷県土整備事務所長告示第二十二 号で告示した道路予定区域の一部供 用開始である。 延長 一、四六八・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>